

「第12次山形県交通安全計画(案)」に対する意見募集結果

- 1 意見募集期間 令和8年8月25日（火）から令和8年9月15日（火）まで
- 2 御意見等の数 11件 （意見提出者 2名）
- 3 提出された意見の概要及び意見に対する県の考え方

番号	項目	御意見の概要	県の考え方
1	まえがき	交通事故の防止は「県民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない重要な課題であり」とありますが、国の基本計画のまえがきには「国民一人一人が全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり」とあるので、緊急かつ重要な課題と記載された方がよいのではないのでしょうか。	いただいた御意見を踏まえ、修正いたします。
2	基本理念 3 横断的に重要な事項 (1) 先端技術の積極的活用 (p3)	事故発生後の分析に加え、事故が発生する前の潜在的な危険を把握し、先回りして事故を防止する「予防型交通安全」への転換を一層進めることを提案します。 具体的には、警察・道路管理者等が保有する事故情報に加え、保険会社、自動車メーカー、運送事業者等が保有するテレマティクス・ドライブレコーダー等の急ブレーキ、急ハンドル、速度超過等の情報を、個人情報等に十分配慮しながら官民で活用し、潜在的危険箇所の把握・改善につなげる仕組みの構築を提案します。	既存の分析に加えて、新たな技術の積極的な導入を検討しながら、交通事故原因の総合的な調査・分析の充実・強化に取り組んでまいります。
3	第1章 第2節 第12次交通安全計画における目標 (p8)	計画全体の最終目標である「24時間死者数18人以下」「重傷者数280人以下」に加えて、毎年度進捗と施策効果を県民に見える形で公表する仕組みを提案します。	今後とも、注意喚起情報の見せ方等を工夫しながら、積極的に情報提供し、「交通事故のない、安全・安心な山形県」を目指して取り組んでまいります。

番号	項目	御意見の概要	県の考え方
4	第2章 第1節 (1) 高齢者及び子どもの安全確保 (p9) 他	小学校入学に伴い、それまで保護者と行動していたこどもが一人又はこども同士で道路を歩く機会が増えることを踏まえ、「小学校入学前後・低学年」を交通安全教育の重点対象として位置付けることを提案します。	「未就学児を中心に」の表記を「小学校低学年の児童」も加えた表記に改めた上で、道路交通環境の整備を推進するとともに、交通安全教育に取り組んでまいります。
5	第2章 第2節 6 衝突時の被害軽減対策の推進 (p16)	後部座席の着用率が前席と比べ非常に低いことは問題であり、非着用時の致死率は着用時と比較して格段に高くなることを引き続き周知することや、バス・タクシーにおいては運転者から旅客に対し着用を促す働きかけをする周知するなど、着用率の向上に更に取り組んでいただきたい。	引き続き、後部座席も含めた全ての座席における着用率100%を目標に、県、市町村、警察、関係機関・団体等の相互の連携により、様々な機会・媒体を通じてシートベルト着用促進について普及啓発活動を展開してまいります。
6	第2章 第3節 1 交通安全思想の普及徹底 (p17)	ヘルメット着用促進等の交通安全教育について、「自転車通学時のヘルメット着用要件化等について、学校等と連携して推進する。」といった、強化のための具体的施策を記載してはどうかと考えます。	現在、県、県警察及び県教育局が連携し、特に高校生の自転車ヘルメット着用促進に向け、「自転車ヘルメット購入補助事業」、「自転車ヘルメット着用推進モデル校事業」等の施策を展開しております。今後とも、ヘルメット着用促進に向けた施策を推進してまいります。
7	第2章 第3節 1 交通安全思想の普及徹底 (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (p22)	交通安全危険予測シミュレータ、交通安全ゆとり号、動画KYT（危険予測トレーニング）等、高齢者に対する各種の催し等の多様な機会を活用し、反射材用品を配布したらどうでしょう。	今後とも、関係機関・団体と連携の上、様々な機会を捉えた反射材用品の配布と着用意識の向上につながる啓発を実施し、反射材用品の着用促進に向けた取組みを推進してまいります。

番号	項目	御意見の概要	県の考え方
8	第2章 第3節 1 交通安全思想の普及徹底 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 (p24)	普及啓発活動の効果的な展開ではSNSも活用するのでしょうか。	SNSも積極的に活用してまいります。
9	第2章 第3節 1 交通安全思想の普及徹底 (3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 (p26)	自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しているため、自転車利用者に歩行者優先の意識を根付かせるための交通安全教育を推進するとありますが、児童・生徒の保護者に対しても周知が必要であると思います。	「自転車利用者に歩行者優先の意識を根付かせるための交通安全教育」に当たっては、「第1編 第2章 第3節 1(1)段階的かつ体系的な交通安全教育」等に記載しているとおり幼児、小学生及び中学生に対する交通安全教育として児童・生徒の保護者に対する教育も含まれております。関係機関・団体と連携し、保護者への周知にもしっかりと取り組んでまいります。
10	第2章 第3節 1 交通安全思想の普及徹底 (4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 (p30) 他	民間企業・団体を交通安全啓発の「対象」とするだけでなく、地域交通安全の「担い手」として位置付け、「交通安全経営」の考え方を県内に広げることがを提案します。	特に日常的に車両を使用する企業等に対しては、これまでも交通安全教育や情報提供等を行ってきたところではありますが、引き続き関係機関・団体と連携しながら、民間企業・団体の主体的かつ継続的な交通安全活動を促進してまいります。
11	第2章 第3節 2 安全運転の確保 (3) 自動運転等の安全確保と支援 (p33)	旅客自動車運送事業のあっせんによる運転手による高校の部活動の遠征のバスによる死亡事故が発生していますが、第二種運転免許の所有者に対して特段な安全運転を配慮して徹底した安全教育が必要ではないでしょうか。 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の義務付けとありますが、運送事業者の運転者にながらスマホによる6人死亡事案が発生していますが、事業者によるドライブレコーダーによる運転者のチェックで事業所の運転者の運転状況の把握が必要ではないのでしょうか。	いただいた御意見につきましては、貴重な御意見として参考とさせていただきます。